

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第15回）							
日 時	平成25年3月4日（月）18時00分～20時05分						
場 所	弘前市役所6階第2会議室		傍聴者	5人			
出席者 (17人)	委員 (9人)	佐藤三三委員長、佐藤淳委員長職務代理者、工藤委員、福士委員、鹿内委員島委員、蟻塚委員、村上委員、三橋委員					
	執行機関 (8人)	佐々木課長、齋藤課長補佐、堀川係長、櫻庭主査、藤田主事、葛西主事佐藤主事、阿保主事					
	その他	—					
会議概要							
<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 仕組みについて</p> <p>【結論（審議方法）】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでと同様で、主な仕組みと関係する弘前市の制度を実施する上で、行政はどのような姿勢・心構えで臨むべきかといった視点で議論し、次に、仕組みごとに記載してある論点について、議論することとした。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第14回会議で議論した財政状況等の分かりやすい説明について、ニセコ町の予算説明書及び藤沢市の公共施設のマネジメント白書を用いて、佐藤淳が補足説明を行った。 <p>【各委員回答等】</p> <p>○意見、要望、苦情等への応答義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 応答義務としては、やはり的確に、わかりやすくお願いしたいと思う。 速やかに、誠実にこたえる義務ということで、そのようにやっていくべきだと思う。 自分も同じ考え方で、「事実関係を調査し」というところが大事であって、最近、モンスター・ペアレントとか、いろんな方がいるので、しっかりした体制でやってほしいと思う。 「速やかに調査」という「速やか」が必要で、是非条例に記載してもらいたいと思う。 義務付けられて、縛られてしまうと、やはりいろんな意見があって、大変だと思うが、誠実にこたえることは大事だと思う。 基本的には賛成だが、それを条例に具体的に盛り込むということになると、かなり長い文章になると思うので、例えば、基本的な部分はこの条例に入れて、その具体的な内容については、別に例規があったほうがより具体的だと思う。 総論はいいが、いわゆる個人の苦情、あるいは民民の苦情は、民事不介入ということもあるので、全体的にはそのようなこともあるということをとらえて、皆さんで意見交換をしながら条例の文案をつくればいいと思う。 実際に対応する苦情には、できるもの、できないものがあり、文言が難しいが、必ず言われたことはやりますということではなくて、きちんとお話を聞くという姿勢が大事で、それが誠実に対応するということだと思う。 <p><論点①> 意見・要望・苦情等に関する事実関係を速やかに調査し、誠実に応答することを義務付けるだけではなく、寄せられた意見等の内容、事実関係の調査結果、その応答の内容に関する記録を作成、整理、保存など一連の事務について条例に盛り込むのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> まずは担当者の受け止め方という部分があって、条例でその細かい事務まで書く必要はないと思うが、やはり役所として統一した苦情処理のルールが必要な気がする。 							

- ・市民は、複雑になればなるほど、市長の考え方を聞きたいとなるが、物理的に無理なので、誠意が伝わらない場合も含めて、最終的に文書で回答するという方法もあると思う。
- ・行政に関係あるものは、必ず説明責任を果たさなければならぬということは当たり前なので、条例では、説明義務というところまでいかなくても、誠意を持って説明するという範囲でいいと思う。
- ・条例に細かいルールは要らないと思うが、言った言わないの話はよくあって、自分たちのリスクマネジメントにもなるので、やはり記録にしっかり残して、そういう面では統一した一連の流れをつくったほうがいいと思う。
- ・一般市民は、直接市役所に苦情を言おうとする事はあまりなくて、そうすると、市政懇談会で苦情を言うということになって、そこで話したら、次の日市の職員が見に来たとなれば、対応が早くてすごいと、結果的にそこで満足する場合があるので、条例では、事実関係を速やかにまず調査をして、誠実に応答するということでいいと思う。
- ・担当者が毅然とした態度で接しないといけないのに弱腰になつたり、担当者で対応が変わるとトラブルのもとになるので、条例で細かく決められるものではないが、その時に応じた内部でのガイドラインは必要だと思う。
- ・市民からいろいろな意見、要望や苦情があると思うし、そのどれにも誠意を持って、誠実にこたえる必要はあるが、何らかの限界が見えてくると思うので、統一ルールというガイドラインは必要かと思う。
- ・職員の毅然とした態度もときには必要で、もちろん全てこたえられるというものでもないでの、上司に相談するとか、記録は必ず取るような方法をとることも大切だと思う。

【結論】

- ・意見、要望、苦情等に関する事実関係を速やかに調査し、誠実に応答することを義務付けるというところまでにして、そのあとの一連の事務について、これについてまでは条例に盛り込まない。しかし、それぞれの課部で統一したルールをつくって対応していく必要がある

<論点②> 説明義務に関する規定を盛り込むのか。盛り込む場合は、そのポイント（分かり易い説明等）は何か。※ 説明義務 = 行政不服審査法の不服申し立てのように法令で保障されている救済措置などについて、市民から説明を求められたときの市の説明義務をいう。

- ・法律上しっかりと説明する義務があるのであれば、条例でもう1回念押しすることは必要がないという気がする。
- ・行政処分という言葉は、広い意味でも使われる言葉で、非常に面倒なもので、そこまで含めてしまうとおかしくなってしまうので、条例には盛り込まなくてもいいと思う。
- ・我々市民は、行政不服審査法とか、聞き慣れないので、それまでもつくると、なかなか面倒で、分かりづらくなるような気がする。

【結論】

- ・盛り込まない（法律で決められていて、逃れられない責務であるとともに、分かりづらいものになるため）。

○附属機関の運営

- ・できるだけ公募も必要で、会のもっていき方が非常に大切だと思うが、現状の運営で特に不満はない。
- ・市民参画であつたり、行政との協働というものを進めていく上では公募委員を入れるということは必要だという気がする。
- ・公募という言葉を出す、出さないは別にして、とにかく幅広く選んで、いろんな意見が出るようなものをやればいいし、情報公開については、資料にあるとおり、こういった

委員会も公開することは賛成で、その辺は条例に書いてもいいと思う。

- ・公募の募集が、すごくオープンになったが、必要なところに必要な人もいるので、委員の重複については、できるだけ遠慮とかではなくて、認めるべきだと思う。
- ・市民参加ということでの公募は、やはり条例に盛り込んだ方がいいし、資格等の制限については、設けないと偏る可能性があるので、やはり設けたほうがいいと思った。
- ・条例設置の附属機関と、条例に基づかない機関の設置があって、それぞれの規程の中に組織、委員とか、書かれているわけで、ものによっては、今議論になったことが必要なものもあるわけなので、それを少し交通整理してみないと、この議論というものは前に進まないかもしない。
- ・(附属機関、懇談会、市の指針等について説明)
- ・指針では物足りないので、それを一つの規程として、広く市民から選出する、しっかりと会議を公開するという規定を設け、この条例では、市長が別に定める規定に従ってしっかりと運営するというつくりにすればいいので、その規程をつくるのが先だと思う。
- ・附属機関等は、条例設置でないものも含め、原則は公募委員ができるだけ入れたほうがいいし、会議は公開したほうがいいという話だったが、例えば、その半分を公募とするなどは乱暴だし、公開の部分も、どうしても公開できないものはあるので、原則公開くらいで、条例に細かく書くかどうかは、事務局で決めればいいと思う。

<論点①－1> 市民参加について、幅広い視点での審議を行うため、委員の構成・資格について一定の制限を設けるとともに、その制限の内容を条例に盛り込むのか。

<論点①－2> 市民参加について、政策決定等への市民参加の機会を拡充するため、附属機関の委員の選任の際、原則、その全部又は一部を公募により選任することを義務付けるような内容を条例に盛り込むのか。

- ・プロ集団だけが入って、わかりきっているものをそのままお膳立てしていく感じではなくて、市民の目が必要だと思うので、市民参加は絶対必要だが、それに関しての資格とかは、盛り込まなくてもいいのではないかと思う。
- ・一定の基準は必要だし、資格の有無を問わず、多様な分野、多様な年代から、女性委員の話もあったが、極端な偏りもないように配慮して選出することが重要かと思う。
- ・男女共同参画に参加している方々の意見を聞くと、こういうところで明記してあることは大きい問題で、文面的には、市民誰でもとか、フラットな表現になると思うので、女性40パーセント以上や、幅広い年代とかを条例に盛り込んだほうがいいと思う。
- ・特に面倒な要件は入れないで、幅広く多種多様な方をということだと思うが、公募については、これまでの附属機関の運営上、特に問題がなかったのか気になるところである。
- ・市民を参加させることで、行政の仕組み等々を学んで、別な委員に応募する機会があつたりして、行政に関心を持つ人たちを増やすことについて、非常に有効な手法であるため、そういう観点で言うと、失敗はないと思う。
- ・公募は入れたほうがいいが、委員の構成や資格は、あまり縛るよりも、その附属機関にふさわしい人をケースバイケースで選べるようなことがいいと思っていて、要は、反対意見も言えるような公正なメンバーにして、選んだ理由など、説明責任をきちんとしていただきたいと思う。
- ・公募委員は、会議の重要性やその内容を自分で研修する意味でも、すごくプラスになるが、公募にだけ力を入れると、変な方向にいってしまう場合もあるので、資格は入れなくていいが、一定の制限的なものは必要ではないかという気がする。
- ・附属機関の生い立ち、目的によって、委員の制限は違うにしろ、公募委員を入れることは必要だが、女性を40%入れるとしても、男女共同参画社会の中で、等分でいいのではという議論になるので、それは市長の姿勢の問題で、委員の選任は、市長が権限とし

てしっかりと行ってもらえばいいと思う。

- ・公募の部分では、会議に出なくなる人、発言をしなくなる人も多分出てくると思うが、その辺は事務局で、その委員をきちんとフォローをしないといけなくて、条例に盛り込む話ではないが、規程などではきちんと盛り込んだほうがいいと思う。
- ・会議の仕切りは委員長なので、その話し方によって、やはりそういうことがあると思うので、その題目によって色んな考え方があるが、それをどうまとめていくかは事務局ではなくて、やはり委員長の選任は、互選にしても、しっかりしたものが必要だと思う。

【結論】

- ・次のイメージのとおりだが、結論は先送り（市の指針を確認後）

イメージ 細かいルールは設けず、「多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任する。」という表現だが、盛り込むべき項目として「公募」、意見は分かれるが「女性の選任」、これらは、「幅広い年齢層」に文言を付け加えることしたい。

<論点②－1> 会議の公開について、非公開情報を案件とする審議などの例外を除き、附属機関の会議は、原則公開とするよう義務付けるような内容を条例に盛り込むのか。

<論点②－2> 会議の公開について、原則公開に該当しない例外の扱い（例外事由は何か。その例外事由を条例に盛り込むのか。）はどうするのか。

- ・原則公開を条例に盛り込むのはいいが、その例外、どういうものを例外にするかは、わからないし、難しいと思う。
- ・例外の扱いは難しいが、自分たちの都合で非公開にするのは、ちょっとおかしいので、会議でこの件は少しこれに抵触するので、非公開と諂って決定したものについては非公開ということはあると思う。

【結論】

- ・原則公開のみを盛り込む。

○住民投票

- ・一番民主的な手段だと聞いて、なるほどという感じなので、意思表示の一つとして必要という気がする。
- ・もともと効力がないものを定めてもと思うが、議会まで通ってしまったものを直接請求でひっくり返すということは、ハードルが高いので、その前段階での牽制という意味では、法的効力がなくても住民の意思を明らかにするということはあると思った。
- ・やれるという何かの道はつくっておいていいと思うが、弘前市でいえばジョッパルがこうだとかの住民投票でやるとすれば、市が行うことを一々住民投票することは、面倒な感じがする。
- ・それが民主主義で、民主主義というものは、非常に時間が掛かるものであるし、それとともに、議会との絡みで、住民投票をすると、議会とのチェックアンドバランスがあるので、その点を上手にどうやってやるかだと思う。
- ・多分コストの面でも、1回やるとなると市長選を1回やるくらいのコストが掛かる。
- ・この自治基本条例をつくること自体の意義が、今まで行政と議会でいろんな意見集約、万般の運営ができたが、今は少し違ってきて、この二つだけでは意見集約が十分にできないということで、住民がこの三極にしたらもっといい運営ができるのではないかという流れの中で、この条例が出てきたのではないかと思う。
- ・住民投票は、自治基本条例がない今でもできるのか。
- ・今でも、50分の1の署名を集めれば、住民投票条例の提案はできるが、その制定を決める、やるか、やらないかを決めるのは議会であって、その都度の了解を得なくともやれるように、自治基本条例で決めるかというところが次の論点である。
- ・お金が掛かるかもしれないが、住民投票があるということで、悪いことではないが、そ

ういう抑止力にもなるので、1つの市民の結束のような、意思表示のためにもこの条例に入れたほうがいいと思う。

- ・この自治基本条例の中にあえて具体的に入れるよりも、付帯意見として、別途住民投票条例をつくっていただきたいというほうがいいのではないかという感じがする。
- ・実施できることだけ書くパターン、その中身は別の条例で決めるパターンや、こと細かく書き込むパターンなど色々あって悩ましいが、本当に細かく決めるとなると、すごく時間が掛かるし、先ほどのように、議会の機能の話になったりするので、中身をどうするかは次回からの議論だと思うが、できることを書かないという選択肢はない気がしていて、できるということはしっかりと書いたほうがいいと思う。
- ・できるまでは条文に入れようと合意ができたので、あとはまた次回、これから議論したいと思う。
- ・しっかりした条文までつくるとなると、我々の範疇ではなくて、専門家がそれを議論していくしかないといけないと思う。
- ・青森市の場合は、ここがネックになっていて、浪岡町の合併の際、署名を集めて了住民投票の実施について、議会が否決した経緯があり、具体的に自治基本条例に盛り込むべきというのが、今の市長と浪岡地域を中心とした意見であって、ここ何十年以内のことなので、すごく現実的に議論し、細かく入れ込もうとしたが、議会に反対されてとん挫しているという部分がある。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、3月18日（月曜日）午後6時から、引き続き仕組み（住民投票の論点）について議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・今後のスケジュールについて、次のとおり変更することとした。
 - ① 中間報告書の提出 平成25年3月下旬 ⇒ 平成25年7月下旬
 - ② 中間報告書の提出までの会議のスケジュール、案件 スケジュール変更に伴う追加
- ・今後のスケジュール変更について、市長へ報告することとした。
- ・上記②の会議の日程（予定）について決定した。